

議案第 14 号

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

消防団員に対する処遇改善のため、年額報酬の見直しを行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和52年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1班長の項報酬額の欄中「35,000円」を「37,500円」に改め、同表団員の項報酬額の欄中「34,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(議案第 1 4 号) 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			
別表第 1 （第15条関係）			
階級		報酬額	
(略)			
班長		〃	<u>37, 500円</u>
団員	機能別消防団員を除く。	〃	<u>36, 500円</u>
	機能別消防団員	〃	5, 000円

改正前			
別表第 1 （第15条関係）			
階級		報酬額	
(略)			
班長		〃	<u>35, 000円</u>
団員	機能別消防団員を除く。	〃	<u>34, 000円</u>
	機能別消防団員	〃	5, 000円